

高浜市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が犯罪被害により受ける経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において給付する高浜市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 特定犯罪行為 犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪について未遂を含む。）に当たる行為をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病又は特定犯罪行為による精神疾患をいい、犯罪行為若しくは特定犯罪行為の時又はその直後における心身の被害（その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ当該負傷又は疾病の療養のために通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (5) 精神疾患 特定犯罪行為の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつその症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをい

う。

- (6) 事実上の婚姻関係 婚姻の届出をしていないが、事実上同様の事情にある関係（高浜市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和4年4月1日施行。以下「パートナーシップ・ファミリーシップ要綱」という。）第4条の規定によりパートナーシップを宣誓した関係又は地方公共団体における同様の制度に基づく関係を含む。）をいう。
- (7) 事実上の家族関係 事実上の婚姻関係にある者の一方又は双方の子（縁組の届出をしていないが事実上同様の事情にある者を含む。）を含め家族であると約した関係（パートナーシップ・ファミリーシップ要綱第4条の規定によりファミリーシップの宣誓をした関係又は他の地方公共団体における同様の制度に基づく関係を含む。）をいう。
- (8) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師に重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（支援金の種類等）

第3条 支援金の種類、支援金の額及び給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一の犯罪行為による犯罪被害につき、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、当該世帯又は給付対象者における支援金の額の上限は、30万円とする。

(1) 遺族支援金

ア 支援金の額 30万円（犯罪被害者が死亡前に次号又は第3号の給付を受けた場合は、30万円から当該給付を受けた額を控除した額）

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時（以下「犯罪行為時」という。）において、市内に住所を有していた者に限る。）の次条第1項各号に規定する遺族であって、犯罪行為時において、市内に住所を有していたもの

(2) 重傷病支援金

ア 支援金の額 10万円

イ 給付対象者 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為時において、市内に住所を有していたもの

(3) 精神療養支援金

ア 支援金の額 2万5,000円

イ 給付対象者 特定犯罪行為により精神疾患を負った犯罪被害者であって、犯罪行為時において、市内に住所を有していたもの

2 給付対象者又は死亡した犯罪被害者が、犯罪行為時において、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住していた場合は、犯罪行為時において市内に居住していたことが客観的に確認できる書類の提出により、当該給付対象者又は犯罪被害者を犯罪行為時において市内に住所を有していた者とみなすことができる。

(遺族支援金の申請権者)

第4条 遺族支援金の申請権者は、次に掲げる遺族とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（事実上の婚姻関係にあった者を含む。）

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、犯罪被害者と生計をともにしていた世帯における当該犯罪被害者の子（事実上の家族関係にあった者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者であるとき又は犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と生計を共にしていたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に定める順序で申請権者とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

(支援金を給付しないことができる場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、支援金を給付しないことがで

きる。

- (1) 犯罪被害者又は前条第1項第1号に規定する遺族と加害者が、犯罪行為時において、親族関係（事実上の婚姻関係にあった者を含む。）にあったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者にその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員であったとき又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、同一の犯罪行為による犯罪被害について、他市町村から支援金と同様の制度に基づく給付を受けているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でないとき。

（支援金の給付の申請）

第6条 遺族支援金の申請者は、高浜市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意の上で、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等によって確認できるときは、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類の写し
- (2) 申請者及び犯罪被害者が犯罪行為時において市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が事実上の婚姻関係又は事実上の家族関係であった者である場合は、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が第4条第1項第1号以外の者である場合は、申請権者であることを証明する書類
- (6) 申請者が第4条第1項第2号に該当する者である場合は、

犯罪行為時において、犯罪被害者と生計を共にしていた事実を認めることができる書類

- (7) 申請権者が複数人いる場合は、高浜市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第2）
- (8) 支援金を振り込む口座情報が確認できる書類
- (9) 犯罪被害の事実を客観的に認めることができる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の申請者及び精神療養支援金の申請者は、高浜市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書（様式第3）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意の上で、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等によって確認できるときは、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することを証明する次に掲げる事項が記載された医師の診断書
 - ア 受傷日
 - イ 療養期間
 - ウ 入院日数（精神療養支援金に係るものについては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度である旨）
 - エ 病名
- (2) 犯罪行為時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 支援金を振り込む口座情報が確認できる書類
- (4) 犯罪被害の事実を客観的に認めることができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人により行うことができる。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害を知った日から1年を経過する日又は犯罪被害が発生した日から7年を経過する日のいずれか早い日とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の給付の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、高浜市犯罪被害者等支援金給付決定通知書(様式第4)又は高浜市犯罪被害者等支援金不給付決定通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第9条 前条の規定により支援金の給付決定を受けた者は、高浜市犯罪被害者等支援金給付請求書(様式第6)により、市長に支援金の給付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を給付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の給付決定を受けた者に当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の給付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により給付決定を取り消した場合は、高浜市犯罪被害者等支援金給付決定取消通知書(様式第7)により、当該決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により給付決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、支援金の給付に当たり必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報収集し、提供を受けるものとする。

2 前項のほか、市長は、支援金の給付決定、取消し、返還等に関し、申請者等からの当該支援金の給付申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、申請者の同意を得て、その審査に

必要な限度で関係機関への照会を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。